

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報の取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡県 飯塚市長

## 公表日

令和7年1月10日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の内容	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号法別表に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p> <p>以下の場合、特定個人情報ファイルを事務に利用する。</p> <p>①予防接種対象者の選定            ②予防接種の実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)            ③照会申請による予防接種履歴の照会            ④転入者・予診票紛失者への予診票発行            ⑤予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合の健康被害救済の給付の支給に関する事務</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	地域健康支援システム「健康かるて」
②システムの機能	<p>1. 予防接種情報入力            予防接種者に関する情報(予防接種の種類、接種年月日、接種医療機関名等)を入力</p> <p>2. 予防接種情報照会            既接種者の予防接種の情報(予防接種の種類、接種年月日、接種医療機関名等)を入力</p> <p>3. 予防接種者対象者抽出            指定した予防接種の対象者を抽出</p> <p>4. 未接種者一覧出力            指定した予防接種の未接種者を抽出</p> <p>5. 接種情報の統計            指定した予防接種の期間における接種件数、接種年齢、接種医療機関等の情報を出力</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	MICJET番号連携サーバ
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能            既存住基システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。</p> <p>2. 情報提供機能            各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。</p> <p>3. 情報照会機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
健康管理情報ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、153、154の項 (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表154の項
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉部 健幸保健課
②所属長の役職名	健幸保健課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
なし	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、特定接種及び住民に対する接種の対象者
その必要性	新型インフルエンザ等対策特別措置法、予防接種法及び関係法令に基づき、接種記録等の管理を適正に行う必要がある。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1. 識別情報 対象者を正確に特定するため保有 2. 連絡先情報 正確な本人特定のため、予診票等に記入された情報と突合するために保有 3. 業務関係情報 予防接種履歴管理を適正に行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年6月30日
⑥事務担当部署	市民協働部 感染症対策室

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )							
③使用目的 ※	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、特定接種及び住民に対する接種の対象者の個人番号を利用して効率的な事務運用を図るため。							
④使用の主体	使用部署 市民協働部 感染症対策室							
	使用者数 [ 10人以上50人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑤使用方法	1. 4情報の組み合わせをキーに健康管理ファイルの検索を行う。 2. 本人の住民情報をもとに接種対象者であるかを確認する。 3. 予防接種を受けた者が接種した予防接種情報の入力を行う。 4. 予防接種実施状況の入力完了後に、接種対象者や既接種者、未接種者情報などの検索や照会を行う。 5. 予防接種を受けた者から接種履歴の問い合わせがあった際に確認する。							
情報の突合	氏名、性別、生年月日、住所の4情報で突合する。							
⑥使用開始日	令和3年6月30日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	健康管理システムの保守・運用	
①委託内容	健康管理システムの保守・運用	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	行政システム九州株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	契約書において、本業務の全部又は一部を再委託することは原則としてできないと明記しているが、合理的に必要な範囲内で書面による承諾を得ることにより再委託を行うことができるとしており、承認した。委託先に対しては、再委託先に契約書に基づく一切の義務を遵守させるために委託契約を締結するとともに、委託先が責任を負担することを条件として、業務の目的の範囲内で特定個人情報等を利用させることができると契約書内に明記している。
	⑥再委託事項	健康管理システムの保守・運用
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		



## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜飯塚市における措置＞

特定個人情報の保管はサーバー室で行い、入退室管理簿及び申請書にて入退室管理を行っている。  
また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。  
②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 個人番号
2. 宛名番号
3. 住民区分
4. 氏名
5. 性別
6. 生年月日
7. 住所
8. 電話番号
9. 接種回数
10. 接種・予診日
11. 接種日年齢
12. 年度末年齢
13. 実施医療機関
14. 問診医
15. ロットナンバー
16. 接種量
17. 接種医
18. 特記事項
19. 対象外判定

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> <li>・予防接種歴の入手については複数項目の本人情報の確認を行っている。必要な情報以外を入手することを防止するための措置・予防接種歴の記載箇所を明確化し、不要な情報は記載されない様式となっている。</li> <li>・入力内容の点検は入力を行った者以外の者が確認する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>各端末からアクセスできる情報を制御するとともに、各職員が端末にログインするための操作者識別カード等に対してもアクセス権限を付与する。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>宛名システム等における措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名システムにおいては、番号法別表及び関係主務省令に定められた番号利用事務以外で個人番号が取得されないような仕組みを構築する。また、番号利用事務以外の事務に使用するシステムにおいては個人番号を表示しない。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[   行っている   ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている            2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作者識別カード及びID／パスワードによる操作者認証を行う。</li> <li>・ユーザがシステム上利用可能な権限を操作者識別カード等により制限している。</li> </ul>
その他の措置の内容	<p>従業者が事務外で使用するリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。</li> <li>・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。</li> <li>・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。</li> <li>・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</li> </ul> <p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。</li> <li>・また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[            十分である            ]            &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている            2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・庁内ネットワークに接続する際には、端末認証を実施し外部から持ち込んだ端末のネットワーク接続は不可としている。
- ・システム操作の際には、ICカード認証とパスワード入力による認証を二重に実施している。
- ・端末はスクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。
- ・スクリーンセーバの解除は、再度パスワードの入力が必要となる。
- ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。
- ・外部記憶媒体にアクセス可能な端末を制限し、また、アクセスを許可した端末においても出力ログを取るなどして安易に情報を持ち出せない仕組みを構築している。
- ・従来の個人情報ファイルへのアクセスログと、特定個人情報ファイルへのアクセスログを明確に区別して記録する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持</li> <li>・収集の制限</li> <li>・漏えい、滅失及びき損の防止</li> <li>・目的外利用・提供の禁止</li> <li>・複写又は複製の禁止</li> <li>・業務従事者への周知</li> <li>・再委託の禁止</li> <li>・資料等の返還等</li> <li>・取扱う個人情報の状況に関する委託先への調査</li> <li>・事故発生時における報告</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	業務の処理において、第三者への一括委任または一括下請負を禁止している。業務の一部を再委託する場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、飯塚市セキュリティポリシー基準に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</li> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。</li> </ul>		



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (※2)番号法別表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの  (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>[中間サーバー・ソフトウェアにおける措置]</p> <p>① 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>② 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>[中間サーバー・プラットフォームにおける措置]</p> <p>① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>	

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <span style="margin-left: 200px;">&lt;選択肢&gt;</span> 1) 発生あり <span style="margin-left: 100px;">2) 発生なし</span>
その内容	—
再発防止策の内容	—

その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[ 十分である ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>特定個人情報の保管はサーバー室で行い、入退室管理簿及び申請書にて入退室管理を行っている。 また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。</p>	

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分にしている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。</li> <li>・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。</li> <li>・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
-	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 総務課 電話番号:0948-22-5500(内線1314・1315・1316) 住所:飯塚市新立岩5番5号
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による請求書の提出により請求する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福祉部 健幸保健課 電話番号:0948-96-8615 住所:飯塚市忠隈523番地
②対応方法	対応の受付日時及びその対応等について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年3月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	7.特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	1)発生あり 【その内容】 当市のふるさと納税にかかるワンストップ特例制度データ作成事務を受託していた事業者が、データ納品時に小城市のデータの一部を混入させてしまい、当該データを全国の自治体に送付した。令和2年2月6日飯塚市に寄附されていない寄附者がデータに含まれていることを確認したため、同日、当該データの削除を全国の自治体にeLTAXIにより依頼し削除完了。漏洩した特定個人情報の本人の数は1,521人。 【再発防止の内容】 事業者側において、人的ミスが発生しないようにフォルダアクセス制限強化、エラーチェックシステムの改修、新マイナンバー管理システムへの移行を行った。 飯塚市としては、2020年度を受託事業者について公募をし、応募があった全事業者に個人情報の取扱いについて確認した。個人情報保護の観点から問題ないと判断した事業者を前提に受託事業者を選定し、特定個人情報等の取扱いに関する特記事項も契約条項に盛り込んだ契約を締結した。なお、契約後には、十分に留意して事務を執り行うよう指導した。また、策定した「ふるさと納税にかかるワンストップ特例申請事務における特定個人情報等漏えい防止策」に基づき内部での確認事務を確実に実施した。	2)発生なし 【その内容】 - 【再発防止の内容】 -	事後	
令和5年4月1日	I 6 評価実施機関における担当部署①部署	市民協働部 健康保健課	市民協働部 感染症対策室	事後	
令和5年4月1日	I-6 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康保健課長	感染症対策室主幹	事後	
令和5年4月1日	II-2.基本情報⑥事務担当部署	市民協働部 健康保健課	市民協働部 感染症対策室	事後	
令和5年4月1日	II-3.特定個人情報の入手・使用④使用主体	市民協働部 健康保健課	市民協働部 感染症対策室	事後	
令和5年4月1日	IV-2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先	市民協働部 健康保健課 電話番号:0948-22-0380(内線2163) 住所:飯塚市忠隈523番地	市民協働部 感染症対策室 電話番号:0948-22-0380 住所:飯塚市忠隈523番地	事後	
令和6年11月5日	5. 評価実施期間における担当部署①部署	市民協働部 感染症対策室	福祉部 健康保健課	事後	
令和6年11月5日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長の役職名	感染症対策室主幹	健康保健課長	事後	
令和6年12月13日	I 1. ②事務の内容	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号利用法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 以下の場合、特定個人情報ファイルを事務に利用する。  ①予防接種対象者の選定 ②予防接種の実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者への予診票発行 ⑤予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合の健康被害救済の給付の支給に関する事務	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行、予防接種情報の管理等を行う。番号法別表に基づき、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 以下の場合、特定個人情報ファイルを事務に利用する。  ①予防接種対象者の選定 ②予防接種の実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④転入者・予診票紛失者への予診票発行 ⑤予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合の健康被害救済の給付の支給に関する事務	事後	
令和6年12月13日	I 4. 法令上の根拠	番号利用法第9条第1項、別表第一93の2項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(別表第1省令)第67条の2	番号法第9条第1項、別表126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2	事後	
令和6年12月13日	I 5. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号(別表第二115の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号(別表第二115の2項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、153、154の項 (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号 2. 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表154の項	事後	
令和6年12月13日	I 6. 評価実施機関における担当部署①部署	市民協働部 感染症対策室	福祉部 健康保健課	事後	
令和6年12月13日	I 6. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	感染症対策室主幹	健康保健課長	事後	
令和6年12月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先1	番号法第19条第8号別表第二115の2項 第1欄に掲げる者	厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長	事後	

令和6年12月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号(別表第二 16の3の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26、153、154の項	事後	
令和6年12月13日	III リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	宛名システム等における措置 ・宛名システムにおいては、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた番号利用事務以外で個人番号が取得されないような仕組みを構築する。また、番号利用事務以外の事務に使用するシステムにおいては個人番号を表示しない。	宛名システム等における措置 ・宛名システムにおいては、番号法別表及び関係主務省令に定められた番号利用事務以外で個人番号が取得されないような仕組みを構築する。また、番号利用事務以外の事務に使用するシステムにおいては個人番号を表示しない。	事後	
令和6年12月13日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接触 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	(※2) 番号法別表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	事後	
令和6年12月13日	IV 2. ①連絡先	市民協働部 感染症対策室 電話番号: 0948-22-0380 住所: 飯塚市忠隈523番地	福祉部 健康保健課 電話番号: 0948-96-8615 住所: 飯塚市忠隈523番地	事後	
令和6年12月27日	様式変更による改訂				